(七)										(八)					(九)～(十三)
法第二十六条の規定が適用される建築物										法第二十七条の規定が適用される建築物					
法第二十六条第一項本文の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	令第百十三条第二項の規定が適用される建築物	法第二十六条第二項の規定が適用される建築物							法第二十七条第三項の規定が適用される建築物					
（略）	（略）	（略）	各階平面図	特定部分の位置						（略）					（略）
			耐火構造等の構造詳細図	特定部分の主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法											
			その他法第二十六条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第二十六条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項											

(七)										(八)					(九)～(十三)
法第二十六条の規定が適用される建築物										法第二十七条の規定が適用される建築物					
法第二十六条本文の規定が適用される建築物	法第二十六条ただし書の規定が適用される建築物	令第百十三条第二項の規定が適用される建築物	法第二十六条第二項の規定が適用される建築物							法第二十七条第三項の規定が適用される建築物					
（略）	（略）	（略）	各階平面図	特定部分の位置						（略）					（略）
			耐火構造等の構造詳細図	特定部分の主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法											
			その他法第二十六条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第二十六条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項											

(八)					(九)～(十三)
法第二十七条の規定が適用される建築物					
法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	法第二十七条第四項の規定が適用される建築物				
（略）	各階平面図	火熱遮断壁等の位置			（略）
	耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法			
	その他法第二十七条第四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百九条の八に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			

(八)					(九)～(十三)
法第二十七条の規定が適用される建築物					
法第二十七条第三項の規定が適用される建築物					
（略）					（略）